

## 公民館等の新築・修繕・屋外付帯工事等に対する補助制度について

(令和8年4月1日から)

### ●自治公民館

項目	補助率	補助限度額
耐震診断<令和9年度まで>	5分の4	200万円
耐震改修工事<令和9年度まで>	5分の4	800万円
新築・改築・増築・建物購入	3分の2 (過疎対策地域5分の4)	1,000万円 (延べ床面積ごとに定める額)
修繕(当該工事が20万円以上の場合に限る)	3分の2 (過疎対策地域5分の4)	400万円
屋外付帯工事 (当該工事が20万円以上の場合に限る)	2分の1 (過疎対策地域3分の2)	150万円
エレベーター設置工事	3分の2 (過疎対策地域5分の4)	150万円

### ●校区公民館

項目	補助率	補助限度額
耐震診断<令和9年度まで>	5分の4	240万円
耐震改修工事<令和9年度まで>	5分の4	1,200万円
新築・改築・増築・建物購入	3分の2 (過疎対策地域5分の4)	3,000万円 (延べ床面積ごとに定める額)
土地購入	3分の2 (過疎対策地域5分の4)	5,000万円
修繕(当該工事が20万円以上の場合に限る)	3分の2 (過疎対策地域5分の4)	750万円
屋外付帯工事 (当該工事が20万円以上の場合に限る)	2分の1 (過疎対策地域3分の2)	350万円
エレベーター設置工事	3分の2 (過疎対策地域5分の4)	750万円

### ●単独老人いこい室

項目	補助率	補助限度額
耐震診断<令和9年度まで>	5分の4	200万円
耐震改修工事<令和9年度まで>	5分の4	800万円
修繕(当該工事が20万円以上の場合に限る)	3分の2 (過疎対策地域5分の4)	100万円

※公民館の新築・改築・増築・購入・エレベーター設置工事の予定がある場合は、施行年度の前年の5月末までに要望書の提出が必要になります。